



® 平成 29 年 10 月 26 日 (木)

No. 14557 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第4回－ タイ(下) (1)

アセアン諸国の知的財産制度

－第4回－ タイ(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、タイの知的財産制度のうち、商標法、著作権法を中心に解説する。

2. 総論

タイは、アセアン諸国の中で、日本企業の進出が

多い国であり、日本からの特許出願件数も増加している。他方、タイ知的財産局では、審査遅延が課題となっており、審査処理の推進に向けた取り組みが求められている。

このような状況の下、タイ知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月、審査官の育成協力等を含む協力覚書を取り交わし、この覚書に基づいて、日本の特許審査官は、タイ知的財産局の審査官に対して、



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦*
弁理士
副所長 竹内 直樹*
弁理士
弁理士 松田 美幸子*

副所長 森下 八郎*
弁理士
弁理士 白井 あゆみ
弁理士 吉田 博由

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

審査実務に関する指導を行ってきた。

審査処理に関する協力については、2010年4月1日以降にタイ知的財産局が受理したPCT国際出願に対する国際調査、国際予備審査は、日本国特許庁が管轄している。また、2014年1月から開始した日本とタイの特許審査ハイウェイの試行プログラム（2年間）は、2016年1月より更に2年間延長され、現在も継続中である。

このように、日本とタイの間では、知的財産分野の協力が積極的に行われており、タイにおける今後の知的財産行政の向上が期待される。なお、タイは、2017年8月7日にマドプロに加盟し、同年11月7日から運用を開始する予定である。

3. 商標法

タイ商標法は、2016年7月28日に改正法が施行され、現在に至っている。以下では、この改正法に基づいて解説する。（以下、この章では、括弧書の条文は、特に指示がない場合には、タイ商標法の条文を示す。）

(1) 保護対象

「商標」とは、「商標権者の商品が他人の商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する、又は使用を意図している標章」と定義され、「サービスマーク」とは、「サービスマークの所有者のサービスが他人のサービスと異なることを示す目的でサービスに関連して使用する、又は使用を意図している標章」と定義されている（4条）。

また、「標章」とは、「写真、絵画、図形、ブランド、名称、語句、文、文字、数字、サイン、色の集合、物品の外形若しくは形状、音、又はそれらの一つ以上が結合したもの」として定義されている（4条）。なお、「音」については、2016年7月28日に施行された改正法により、商標の保護対象として導入されている。

なお、「団体標章」（94条）、「証明標章」（81条）についても保護対象とされている。「証明標章」とは、「商品の出所、成分、製造方法、品質又は他の特徴、又はサービスの性質、品質、種類又は他の特徴を証明する目的で、他人の商品又はサービスに関して使用されることにその所有者が同意した標章」と定義されている。日本の商標法におい

ては、「団体商標」（日本の商標法7条）は保護対象とされているが、「証明商標」は保護対象とされていない。また、日本の商標法における「防護商標登録制度」（日本の商標法64条）は、タイの商標法には採用されていない。

(2) 登録要件

商標の登録要件は、「識別性のある商標」、「本法に基づき禁止されていない商標（不登録事由）」、「他人が登録した商標と同一又は類似でない商標」である（6条）。

「識別性のある商標」とは、「公衆又は商品の消費者にその商標を有する商品を他人の商品と異なると認識させることができる商標」と規定されている（7条）。

なお、2016年7月28日に施行された改正商標法により、識別力の基準が規定され、造語、数字、文字及び図形を含み、商品・役務の内容や質を直接的に記述するものでない商標は、識別力を有するとされた（7条2項）。また、識別性を有さない標章（音なども含む）であっても、使用により公衆によく知られる程度になれば、識別力が認められることになった（3条5項）。

「本法に基づき禁止されている商標（不登録事由）」については、タイの紋章、国旗、王室の名称、他の国の紋章、国旗のほか、公序良俗に反する標章などが列挙されている（8条）。

「他人が登録した商標と同一又は類似でない商標」については、タイ知的財産局において、「商標審査及び異議申立実施ガイドライン」（2009年作成、2012年改訂）に基づいて審査が行われている。

なお、2015年9月9日、タイ知的財産局は著名商標登録制度の廃止を公示した。著名商標登録制度は、2005年8月1日よりが開始されていたが、2010年から登録申請の審査が保留となり、新規の登録申請の受理も凍結されていたところ、2015年9月9日に著名商標登録制度の廃止に至った。

(3) 商標登録出願

① 出願書類

出願書類として、「願書」、「商標見本」、「委任状」、「優先権証明書」が必要である。「願書」